

# 捕鯨裁判に寄せて

奥脇 直也

Okuwaki Naoya

## 1 捕鯨と海賊

本年3月に国際司法裁判所（ICJ）が判決を下したいわゆる捕鯨裁判は、2つの意味で意味深長である。

その第1は、国際法とりわけ海洋法の形成および発展において、海賊と捕鯨の問題がひとつの軸となっていることとの関係である。近世以後の海洋法において沿岸の一定海域を沿岸国の支配に服せしめる領海制度の濫觴期において、領海は海賊から船舶の航行を保護する沿岸国の役務によって正当化することが試みられた。また海洋二元論が確立した後は、公海において外国船舶の活動に他の国の艦船が介入することを禁止する旗国主義の例外として普遍主義が海賊について認められたのは、国際通商の破壊を行なう海賊が人類の共通の敵（*hostis humani generis*）とみなされたからである。

ソマリア海賊にみられるように海賊は現在でも国際交易の脅威となり、また国際平和と安全の維持への脅威として国際連合による対応が求められている。中東からの石油に依存する日本のシーレーン確保にとって、これを制圧することはきわめて重要である。このため日本は海賊対処法を制定し、また武装した警備員の乗船を特定の実効海域において認める日本船舶警備特別措置法も制定された。公海においていずれの国の軍艦も海賊行為を制圧する権限を認めるこの普遍主義は、広い公海において旗国による海上における執行措置が行き届かない欠点を補完して、海賊行為にたまたま遭遇した艦船が国際社会の共通利益のために臨検し処罰することを例外的に認めたものである。

海賊は人類の「敵」であり、敵と戦うのは軍艦である。現代においては、「テロとの戦い」や「麻薬との戦い」、さらには大量破壊兵器の拡散防止においても、この普遍主義の導入がしばしば提案される。日本の調査捕鯨船へのシー・シェパードによる暴力行為は、米国の国内裁判所で海賊と認定される等許容されないものである。

捕鯨の歴史もまた長い。とりわけ欧米でガス灯が普及する以前には鯨油による灯火が多く使われ、そのために大西洋の鯨類資源が枯渇したとも言われる。メルビルの『白鯨』（1851年）の舞台が北太平洋とされるのも、すでに大西洋では物語の舞台とし

て現実味がないためであった。ペルリが黒船で日本にやってきて開国を要求したのも捕鯨船のための薪炭や水・食料の補給基地を確保するためであった。アメリカ東海岸の博物館には捕鯨に関する展示も多い。イギリスにおいては鯨油を使った石鹼製造業者の競争が激しく、これに負けた製造業者が石鹼製造用の容器を揚げ鍋として使ってフィッシュ・アンド・チップスを考案したとも言われる。コルセットやベチコートにも鯨の髭が使われたようだ。その意味で、西欧においても、捕鯨は文化そのものであったし、国際関係の歴史的展開にも大きな影響を与えた。日本の近海捕鯨は鯨食や鯨を祀る神社、鯨の供養祭などを通じて日本の文化に深く根を下ろしている。第2次世界大戦後の日本人の蛋白源の不足を補うためにマッカーサーはいち早く日本の捕鯨再開を認めたが、戦時中、捕鯨母船が東南アジアからの石油の輸送船として使われたことからすれば、これは画期的な決断であったと言ってよい。しかも捕鯨船は捕鯨用の砲を装備している。

戦後、日本の商業捕鯨は隆盛を極め、日本人は各国が捕獲頭数を競った捕鯨オリンピックでの勝利のニュースに沸いた。しかしその後の牛肉・豚肉・鶏肉の供給と消費の増大とともに、鯨食文化は徐々に廃れてきている。アメリカの一部の小学校では、日本人の追い込み漁によってイルカが撲殺される映像が教室に流されたりする。同じ追い込み漁は日本以外でも行なわれている。イルカや鯨は漁民にとっては競合する敵でもある。しかしフリッパーを愛する子供たちはこれを見て驚愕する。アメリカでも軍用のイルカが爆弾を装着されて特攻を行なう訓練がなされたことがある。映画にもなっている。鯨食は家畜ではなく自然の生き物を殺すから許されないという哲学論もある。しかし自然保護の結果、野生動物が増えすぎて農作物や山林に被害が生じれば、どこでも過剰な頭数を減らすために禁漁を解除したり、捕獲がなされたりする。食べるか食べないかはその野生動物が口に合うかどうかによる。つまりは好みの問題である。

反捕鯨の世論の高まりとともに、1982年には商業捕鯨モラトリアム決議が国際捕鯨委員会（IWC）で採択された。この決議は鯨類資源の減少を理由とするものであり、将来の商業捕鯨の再開を否定したものではなかった。食物連鎖の頂点に立つ鯨を含む海産哺乳動物は、一度人間がその採捕を開始した後は、放置しておけば元の資源状態に戻るというわけではないとされる。人間が適正に保存管理措置を講じる必要が生じる。そのためには資源量の客観的把握が必要であり、それには科学的調査を行なう必要がある。

捕鯨裁判で問題となる日本の調査捕鯨は、国際捕鯨取締条約（ICRW）によって認められた締約国が裁量によって特別に許可する計画に基づいて実施されるものである。もっとも商業捕鯨が認められていた時代には、採捕した鯨から科学的データが得られ、もっぱら科学的調査のために捕獲される頭数はきわめて限定的なものとして想定さ

れていた。商業捕鯨の再開のためには科学的データが不可欠である。商業捕鯨モラトリアムの下では、そのためには相当数の調査捕獲が必要となるが、捕獲数が多くなればなるほど、捕鯨反対派の敵愾心は高まる。捕鯨裁判の判決理由における日本の調査捕鯨の問題点の指摘がどうみても揚げ足取りとしか思えない部分が目につくのも、裁判所がこのジレンマから容易には逃れられないためなのであろう。

## 2 日本と国際裁判

捕鯨裁判が日本にとって意味深長であるという第2の理由は、日本の国際裁判とのかかわりに関連する。日本が最初に仲裁裁判を経験したのはマリア・ルス号事件（1872年）においてであったが、家屋税事件（1905年）で敗訴した後、常設国際司法裁判所（PCIJ）におけるウィンブルドン号事件（1923年）において英米伊と並んで共同原告となったのを除いて、日本は国際裁判とかかわる機会を長らくもたなかった。家屋税事件から95年後になって、日本はみなみまぐろ事件（2000年）を経験することになる。

マリア・ルス号事件は中国からアメリカ大陸に契約移民として清国人苦力を運搬していたペルー船籍のマリア・ルス号が横浜港に停泊していた時に、日本がこれを奴隷運搬船としてその出港を差し止め、虐待されていた苦力全員を解放し、また日本の裁判所も移民契約を無効と判断したことに端を発した事件である。紆余曲折があったのち、ロシア皇帝による仲裁により日本が全面的に勝訴した。この事件における日本による苦力の奴隷状態からの解放は人道的見地を重視したものであり、清国からも歓迎された。また訴訟の過程で、ペルー政府が日本の人身売買の慣行（公娼制度）を指摘したこともあって、この事件は芸娼妓解放のきっかけにもなった。仲裁官を引き受けたロシア皇帝が農奴解放（1861年）を行なった直後の事件でもあった。この仲裁の結果について日本側は国の名誉が保たれたと喜んだとされるが、その喜びは次の家屋税事件でひっくり返される。家屋税事件は、不平等条約の改正により外国人居留地の治外法権が撤廃されたのを受けて、永代借地上に建てられた外国人の建物について家屋税を徴収しようとしたところ、英仏独などがこれを違法とし、仲裁裁判において日本が意外にも敗訴した事件である。日本側は当然に勝訴すると思っていたため、この判決を人種差別的なものとして受け止めた。それは仲裁裁判への失望をもたらし、爾後、国家間の紛争の解決手段としての国際裁判に対する関心も薄れていった。

第2次世界大戦後、平和国家として再出発した日本は国際紛争の解決手段としての国際裁判に大きな関心をもつようになる。ICJ規程が定める選択条項（第36条）により義務的裁判管轄も受諾し、また裁判官も継続して当選させてきている。しかし戦後、国際裁判の訴訟当事国になったのはみなみまぐろ事件が最初であった。この事件では、国際海洋法裁判所（ITLOS）において行なわれた暫定措置手続では日本が敗れたものの、本案を扱った仲裁法廷（国連海洋法条約〔UNCLOS〕付属書VII）は、紛争を

UNCLOS上のものであると同時にみなまぐる保存条約上のものでもある (treaty parallelism) としつつも、同条約の紛争解決手続はUNCLOSの裁判義務規定の適用を排除している場合であるとし、管轄権の不存在を理由に訴訟を却下するとともにITLOSの暫定措置も取り消した。日本の主張が認められたものであり、日本側もこれを喜ばしいものと評価した。その後、日本は2007年にロシアに拿捕された2隻の漁船の即時釈放 (prompt release) を求める訴え (第88豊進丸事件、第53富丸事件) を提起している。漁船の船主がロシア海域での漁業への影響をおそれて手続をすぐに行なわなかったこともあり、結果は一勝一分けであった。

捕鯨裁判は、戦後日本が国際裁判を経験する4件目の事件である。その詳細はこの特集を読んでいただきたい。論点は多岐にわたる。管轄権、特に当事者適格が原告にあるか、判決理由が伝統的な国際法の条約解釈の論理に適合するか、条約がどこまで発展的文書 (evolving instrument) として条約の目的と合致しない規範意識を取り込みうるか、IWCと裁判所の役割分担をどのように律するかなど、現代的な文脈における一般国際法の変容にかかわる論点を抽出しておくことが必要である。

伝統的な国際法の解釈原理からみれば、判決には首をかしげる部分も多い。日本がこの裁判には当然に勝てると判断していたとしても不思議はない。ただ最近では、国際裁判が、従来そうであったような紛争の事後的解決機能だけでなく、紛争予防的な機能 (予防司法) を取り込みつつあることは押さえておく必要があった。環境関連の裁判にはそのようなものが多い。国内裁判でも政策形成訴訟、公共訴訟などと呼ばれる現代型の訴訟が増えつつある。そうした観点からICJ判決を見直しておくことも必要であろう。

この裁判で日本は敗訴したと言われるが、実は、調査捕鯨そのものが一般的に否定されたわけではない。違法として差し止められたのは紛争の主題である第2期南極海鯨類捕獲調査 (JARPA II) のみである。判決を受けて日本は、法の支配へのコミットメントを再確認して、判決を遵守する旨の声明を出しつつ、日本近海での調査漁獲の計画である第2期北西太平洋鯨類捕獲調査 (JARPN II) については、判決を踏まえ、その規模を縮小して実施することも決定した。判決は、JARPA IIを違法と判断する根拠として、日本の調査捕鯨計画に関する一貫性、説明責任、透明性の欠如を指摘し、また非致命的調査の可能性の真剣な検討の欠如を指摘していた。そして、それら考慮要因を南極海以外で行なわれる調査捕鯨においても誠実に受け止めることを日本に求めている。その意味では、JARPA IIだけが判決の射程であるわけではない。

いずれにしても裁判に勝ち負けは付き物である。裁判の結果に一喜一憂するのではなく、そこに含まれる問題を精査し、次に備えることが重要である。家屋税事件に敗訴したことの二の舞をして、裁判恐怖症に陥ることは厳に戒めなくてはならない。同時に、もし商業捕鯨モラトリアムや海産哺乳動物の保護がいきすぎる場合に何が起こ

りうるか、とくに漁業資源が減少し漁業が壊滅する危惧があるのであれば、海洋生物学者はそのことを客観的な科学的データを根拠に明らかにする責任がある。法と科学が協働することによって、新たな自然保護の有効なモデルを構築する必要がある。それなくしては無責任な環境テロリストが横行するばかりである。

---

おくわき・なおや 明治大学法科大学院教授